

# 曹洞宗四箇中学林・私考

林 淳

## 一、教育史の時期区分

文部省編『学制八十年』は、文部省が編纂した、明治維新以降の日本の教育制度を叙述した通史であるが、これを読むと、教育制度の変遷がよくわかるように工夫されている。<sup>(1)</sup> 文部省編『学制百年』は、『学制八十年』を継承して、細部における事実の追究、戦後の展開が充実しており、あわせて刊行された資料編も便利である。<sup>(2)</sup> 筆者は、教育史の門外漢であるが、二冊の本を比べてみると、『学制八十年』の方がわかりやすい。明治維新以降の教育制度史について、『学制八十年』は、次のような時期区分を提示している。<sup>(3)</sup>

- 一、明治五年～十八年。近代教育の創始。
- 二、明治十九～三十一年。近代教育制度の基本計画
- 三、明治三十二年～大正五年。近代教育制度の整備。
- 四、大正六年～昭和十一年。教育制度の拡充。
- 五、昭和十二年～二十年。戦時下の教育。
- 六、昭和二十～二十七年。新しい教育体制。

第一は、明治五年から十一年の学制時代と、明治十二年から十八年までの教育令時代に分かれるが、まだ教育制度がどのようなものになるかが未知数の試行錯誤の試みの時代であった。前段階という意味で、創始と名付けられた。

第二は、明治十八年に内閣制度ができて、初代の文部大臣として森有礼が就任した。森は、明治十九年三月に帝国大学令、四月に師範学校令、小学校令、中学校令を制定した。小学校、中学校、帝国大学という学校体系が基本とされて、近代学校制度の骨格がつくられた時期であった。中学校には、尋常中学校と高等中学校の二段階があった。尋常中学校は各府県に公立一校を設置し、高等中学校は文部省の直轄で、全国五区に一校を設けた。同年六月に「尋常中学校ノ学科及其程度」が定められ、初等教育に接続するものとされた。井上毅文部大臣は、森を継承して、実業教育の制度化に尽力し、中等教育に実科的教育を適用した。明治二十七年三月に井上は、尋常中学校の学科改正を行い、同年六月に実科中学校という新しい中学校の設置を規定した。

第三は、明治三十年十月の師範学校令、明治三十二年二月の中学令、高等女学校令、実業学校令、同年八月の私立学校令、明治三十三年八月の小学校が相次いで出された。『学制八十年』によれば、「教育の分野において、明治十九年から二十七八年ごろにかけて、基本となる計画が」とおりの見通しをつけたのであって、明治三十年代の初め、すなわち日清戦争が終わってからの情勢の下において、近代教育制度を整備することになったのである。第一次世界大戦が終わってからの諸改革は大正六年から見られるので、明治三十二学校制度の整備に着手した年から、大正五年までを近代教育制度が整備した時期としてまとめて考察す

るのである」<sup>(4)</sup>とある。

第四、第五、第六については、『学制百年』でも同じ言葉と時期区分を使って説明がされており、本稿の対象時期ではないので省きたい。『学制百年』では、第二、第三を統合して、明治十九年から大正五年を「近代教育制度の確立と整備」としている点が、『学制八十年』とは異なっている。このように統合されると、明治十九年以降の内閣制度、初代文部大臣森有礼、明治憲法、教育勅語が、近代の教育制度の基盤を作り上げ、整備したという印象が強まる。『学制百年』では、「三十年代の前半期はわが国の学校制度全般に対する改正が行われたのであって、そのころに小学校の制度もいっそう整備されることになった」<sup>(5)</sup>、「明治三十年代の初頭には、諸学校制度の改革を行なったが、その際に、高等女学校に関してもこれを独立の学校令によって規定し、中学校令から分離させようとした」<sup>(6)</sup>とある。明治三十年代は諸学校制度の改革が行われたという理解にとどまっている。『学制八十年』では、明治三十年代のもつ意義を積極的に位置付けている。

学校制度については全体にわたって再検討し、従来の学校令を廃して、新しい学校令を公布して、これを整った全学校体系のそれぞれ部分の部分をなすものとして明確に位置づけることをした。このために、明治三十年代の初めにつくられた各学校令は、これから昭和二十年代に至るまで、約五十年にわたるわが国の学校法令の基本条文となった。したがって、これからは学校令を改正してその時の現行法令としたのである。もちろんまったく新しくつくられた学校令も大正年間に公布されたが、それは異例なことで、多くは明治三十年代において整備されたものを基本となる体制として改造してきて

いたのである」<sup>(7)</sup>。

これによれば、明治三十年代前半の学校令の公布は昭和二十年まで継続する基本をつくったことになる。本稿は、曹洞宗の中学校を対象にする論考であるが、明治三十年代に一つの画期があり、そこで公布された法令が継続したとする『学制八十年』の立場と時期区分を踏まえる。

曹洞宗の僧侶養成について簡単に紹介する。明治八年に専門学本校と支校が設置され、曹洞宗の僧侶養成は始まった。江戸時代の学寮、学林が専門学本校となり、支校とは末寺院のことであった。文部大臣森有礼が、国家として小学校、中学校、大学という学校体系を実施するようになり、明治二十三年に曹洞宗は第一次曹洞宗教育令を公布して、小学林、中学林、大学林を作った。多くの子供が公立の小学校に通うようになり、小学林の存在価値は低減し、僧侶養成の教育の内容、経営基盤の見直しが必要になった。

曹洞宗では明治二十五年〜二十七年にかけて、永平寺と総持寺の間で紛争が激化して、内部の調整では収拾がつかなくなつて、最終的には内務省が出てきて調停するという事件があった。長期にわたる両本山の紛争が、僧侶教育の制度の改革を停滞させたことは十分に想像される。両本山の紛争が解決して半年後、明治二十八年五月に内務省は、訓令九号を公布し、仏教宗派の僧侶、教派神道の教師の質を問題とし、尋常中学校卒業の学識をもたないと伝道はできないと命じた。

## 二、内務省訓令九号

文部省は、明治二十四年十二月に中学校令中改正を出し、明治二十七

年三月の尋常中学校学科改正を行った。中学校令中改正では、農業、工業、商業の専修科を設けて、尋常中学校学科改正では、実業に就く者のための実科を設けている。これらの改正によって、さまざまな職業に就く者も、尋常中学校で学ぶことができるようになったと考えられる。明治二十八年五月の内務省訓令九号は、宗教者も尋常中学校で普通教育を学び、尋常中学校卒業の学識を得ておくべきだという趣旨である。しかし、現実の多くの僧侶や教派神道の教師は、普通教育の学識を備えてはいなかったことは容易に想像できる。彼らの普通教育の不足が問題視されて、僧侶や教師は、尋常中学校に通うか、あるいは宗派がそのための中等教育機関を整備すべきことが求められた。次のようにも言えよう。公立の小学校が国民のなかに広がった段階において、僧侶や教師の学識と学歴が改めて問われた。布教伝道に携わる教師の学歴が、聴衆の学歴に及ばなかったことが間々起こったのである。次に訓令九号の本則を引用するが、内容は二つの部分に分かれているので、筆者が①、②という番号を入れた。

①神道仏道各教宗派教師ハ布教伝道ノ任ニ在ルヲ以テ学識德行兼備シ世上ノ崇敬欽仰ヲ受クヘキモノタリ故ニ其分限及等級ヲ定ムルニ当リ特ニ其手順ヲ精確詳悉ニシ濫補ノ弊ナカラント期スヘシ然ルニ現今教師中無学悖徳ニシテ任ニ適セサル少ナカラスト聞クスクノ如キハ啻ニ教師ノ本分ヲ尽クス能ハサルノミナラス其弊延テ教義宗旨ノ不振及徳義ノ廢頽ヲ来シ遂ニハ教宗派ノ衰微ヲ招キ荼毒ヲ社会ニ流布スルコトナキヲ保シ難シ其弊源一ニシテ足ラスト雖トモ主トシテ教規又ハ宗制寺法中教師検定ニ関スル条規ノ不備ニ基クモノトス

曹洞宗四箇中学林・私考（林）

②是レ実ニ各教宗派ニ於テ寸刻モ其条規ヲ改定スルニ躊躇スヘカラスル所ナリ殊ニ明治二十三年小学校令ノ発布以來滿六歳以上十四歳以下ノ児童ハ該勅令第二十一条ニ該当スル者ヲ除ノ外ハ小学校其他ニ於テ普通教育ヲ受ルルニ至レリ故ニ斯ノ如キ人民ニ布教伝道スル教師ハ教義宗旨ニ精通スルノ外尚尋常中学校相当以上ノ学識ヲ具備スルニアラサレハ到底其任ニ適セス仍テ各管長ハ此趣旨ヲ体シ左記ノ標準ニ抛リ教規又ハ宗制寺法ヲ改正増補シ若クハ其細則ヲ定メ本年九月三十日マテニ明治十七年太政官第十九号布達ニ依リ本大臣ノ許可ヲ請フヘシ<sup>8)</sup>

内容を検討すると、①では布教伝道を行う僧侶、教師は学識兼備のはずであるが、現状はそうなっていない。そのために教義宗旨の不振を招き、教宗派を衰微させ、その上社会に荼毒をもたらしている。その原因の一つは教師検定がないことである。②では、人民は小学校の普通教育を受けるようになったのであるから、人民に布教伝道する僧侶、教師は尋常中学校卒業の学識を持って然るべきである。各教宗派は教師検定を行うように教規などを改正し、改正した教規などを内務省に提出し許可を受けるべきとある。

この時期に中学校関係の法令の改正が行われたことに注意をしておきたい。明治二十七年六月に尋常中学実科規程が出されて、その第二条に「地方ノ必要ニ從ヒ専ラ実業ニ就カントスル者ニ適切ナル教育ヲ施ス為ニ第一年級ヨリ専ラ実科ヲ授クル所ノ尋常中学校ヲ設クルコトヲ得<sup>9)</sup>」とあった。地方の状況によって第一学年から実科の学科を授ける尋常中学校を設けることができるようになった。ここでいうところの実業、実科とは、明治三十二年二月の実業学校令でいう「工業農業商業等<sup>10)</sup>」のこと

であろう。明治二十七年六月には、高等学校令が出されて、従来の五つあつた高等中学校は高等学校と改称することになった。これによって、中学校のなかの上級段階を占めていた高等中学校は、中学校卒業者のための高等学校になり、大学への進学に結びついた。これによって尋常中学校の性格が明確になって、中学校は尋常中学校のみとなった。尋常中学校は、普通教育を施す学校の最終段階となった。明治二十八年一月に高等女学校規程が定められた。この規程に関しては、文部省は「高等女学校ハ勅令（中学校令第十四条）ヲ以テ女子ニ須要ナル教育ノ普通教育ヲ施ス所ニシテ中学校ノ種類タルコトヲ定メラレタレトモ爾来別段ノ規程ヲ定ムルコトナク自然ノ発達ニ任シテ今日ニ至レリ今や高等小学校ヲ卒業シテ尚高等ノ教育ヲ受ケンコトヲ希望スル女子年々其数ヲ増シ高等女子学校ノ需要益々多キヲ加ヘタレハ」と説明している<sup>(1)</sup>。明治二十四年十二月の中学校令中改正ですでに高等女学校に言及はあつたが、それ以上の規程がなかったために、高等女学校規程が単独に出されることになったという。高等女学校は、女子のための尋常中学校の一種なのである。このように見ると文部省は、尋常中学校を普通教育の最終段階（「高等普通教育」）と考え始め、工業、農業、商業を職業とする人や女子にも広げようとしていたことがわかる。文部省の中等教育向上の政策を受けて、内務省が訓令九号は出したと見て誤りはなからう。工業、農業、商業の次に、見方によっては実業である僧侶、教師の職業にも尋常中学校の学識、学歴が求められるようになったのである。ほとんどの国民が小学校を卒業している以上、国民に対して布教伝道を行う僧侶、教師は尋常中学校「相当以上ノ学識ヲ具備スル」べきだという趣旨は、普通教育の普及の点から見て、多くの国民に納得できるものであつた。し

かし仏教宗派にとっては伝統的な僧侶養成の施設があつた以上、普通教育を教授する学校に切替えることは、実は至難の業であり、宗派独自の養成課程を放棄することになりかねなかつた。

内務省訓令九号に対して、仏教宗派はどのように対応したであろうか。管見の範囲では、曹洞宗はこの問題に最も積極的に取り組んだ宗派であつて、それ以外の宗派の場合、必ずしもそうではなかつたようである。曹洞宗の場合、内務省訓令九号に言及した記事が、『宗報』や関係の学校史に散見し、それらを参照することが容易にできる。明治三十二年の『宗報』には、次のような記事が掲載されている。

明治廿八年内務省訓令九号を以て神仏各教宗派に布教伝道の教師を薰陶し精密の検定を為して之を補任すべきの示達あるや当局は曹洞宗教育令を改善し従来の学制を厘正し本山僧堂及認可僧堂の規程を定むると同時に高等中學校及中學校の設置方法並に其規則を定めて宗内に施行し而して宗制第七号僧侶教師の分限称号規程を改正し内務省九号の旨趣に基きたる教師検定条規を定め内務大臣の認可を得て之を宗内に公布施行したることは末派寺院一同の当寺己に領悉したる所たるは無論なりとす<sup>(2)</sup>

末派寺院一同が、内務省訓令九号の影響について知悉していたとあるが、決して大げさな表現ではないと思われる。曹洞宗当局が、それを契機に教育に関する規則を抜本的に改定し、末派寺院もまたその影響を被つたからである。

### 三、曹洞宗による曹洞宗教育令改定

訓令九号を受けて、曹洞宗当局は第二次教育令を改定し、関係する学則なども改定した。訓令九号が僧侶に普通教育や尋常中学校の学識を求めていた以上、曹洞宗はそれに対応を迫られた。明治二十八年十一月五日に曹洞宗当局は、全国末寺寺院に向けて次のような普達を出した。<sup>(13)</sup>

二つの表について二点を説明しておきたい。第一に、表1は、僧侶養

表1 明治二十八年十一月五日普達

甲第二十一号	改定教育令及各種学則実施心得
甲第二十二号	曹洞宗教育令
甲第二十三号	曹洞宗本山僧堂規程
甲第二十四号	曹洞宗認可僧堂規程
甲第二十五号	曹洞宗師家規程
甲第二十六号	曹洞宗中学林規程
甲第二十七号	曹洞宗中学林設置規則
甲第二十八号	曹洞宗高等中学林規則

表2 明治二十八年十一月廿八日普達

甲第三十号	曹洞宗宗制第七号改正認可願
甲第三十一号	曹洞宗教師検定条規認可願
甲第三十二号	曹洞宗法地寺院等級査定規則
甲第三十三号	曹洞宗教師検定条規実施以前の格地昇住、首先住職の資格について
甲第三十四号	格地昇住及首先住職以外の住職継目願について
甲第三十五号	住籍簿の改定について
乙第四号	履歴書の提出について

成の機関に関する規則であり、表2は、教師検定の規則とその適用に関するものである。甲第三十号、甲第三十一号は、内務省への許可願であったが、同年十一月十五日に内務大臣より許可を受けた。それに基づいて、住職資格について曹洞宗内で新たな規則が作られた。

第二に、表1を見ると、中学林規程、中学林設置規則、高等中学林規則が後半に、僧堂規程、師家規程が前半に記載されている。訓令九号が、中等教育の学識を求めたものにもかかわらず、僧堂、師家の規程が先に来ているのは、何故であろうか。普達の内容が、中等教育の機関の話だけで済まなかったのは、当時の曹洞宗の僧侶養成の形態と歴史の事情が関わっていたと考えられる。改定教育令及各種学則実施心得の第一章「総綱」を見ると、そのあたりの事情はある程度はわかる。次に「総綱」を引用する。

定慧等ク学ヒテ明カニ仏性ヲ見ルニアラサレハ法統伝持ノ任務ヲ全フスヘカラス明治維新ノ後宗門教育ノ情況タル各地叢林ノ香積ヲ失ヒタルト世間文学ノ蔚興シタルトニ因由シ宗内僧侶ノ参禅学道ハ純一ニ仏祖ノ胎範ニ依遵スルコト能ハサルノ觀ヲ呈シ僧堂ノ教育ハ正則ノ参学ニシテ而シテ日々益々衰廢シ学林ノ教育ハ変則ノ参学ニシテ而シテ日々益々振張シ時運ノ浸漸ハ正則変則ノ輕重ヲ顛倒セントスルニ至ル而シテ宗門多年ノ騷擾ハ遂ニ大中小学林ヲ併セテ衰頽不振ノ極ニ陥ルニ至ル是故ニ今回ノ改正教育制度ノ主眼ハ僧堂学林双々興隆振張シ後進僧侶ヲシテ縁ニ応シ機ニ投シテ定慧等ク学ヒ明カニ仏性ヲ見セシメ法灯伝持ノ任務ヲ全フセシメントスルニアリ是故ニ改正教育制度ノ実施ニ就キ本山及ヒ末派ハ左ノ任務ヲ負フモノトス<sup>(14)</sup>

- 一 両本山ハ本山僧堂大学林及高等中学校ノ興隆振張ヲ計画ス
- 一 末派寺院ハ教育令及認可僧堂規程及中学林設置規則ニ依遵シ認可僧堂ヲ設立シ及中学林ヲ設置スヘシ尚ホ高等中学林經費課賦規則ニ依リ其經費ヲ納付シヘシ

曹洞宗事務局は、内務省より要請された中等教育の実施を計画しながらも、僧堂の教育の復興を計画した。僧堂の教育が正則であり、学林の教育の変則であるはずのところ、学林の方が盛んとなって僧堂が衰え、「正則変則ノ輕重」が逆転したことが憂慮されている。「宗門多年ノ騷擾」が学林を衰退不振に追い込み、今回の改正は、僧堂、学林の興隆にあることが述べられている。表1においても、さきに僧堂、師家の規程が掲載されたのも、僧堂の教育が正則だとする曹洞宗特有の修行観に裏打ちされたものであった。内務省、文部省の法令を遵守し追従するものが、当時の曹洞宗の姿勢であったが、他方においては宗派内には普通学の教育に馴染まず、僧堂での修行こそが真の教育だとする僧堂派が勢力を保っていた。また永平寺と總持寺との対立による「宗門多年ノ騷擾」は、明治二十七年十二月に内務省の仲介によって終息したが、その影響は尾を引いたと言われている。

僧堂派と学林派の緊張関係、永平寺と總持寺の内紛という対立軸を抱えながら、宗務局を中心とした曹洞宗の教育改革は、明治二十八年から始まった。明治二十九年二月に、それまでであった小小学林が廃止され、新たに三十箇の中学林が全国に設立された。經費と教師不足で中学林の経営は儘ならなかった。

一例を挙げておく。<sup>15)</sup>長野市に第五中学林が設立された。第一号宗務支局管内の寺院と第二号宗務支局管内の寺院とが共同で經費の負担者と

なった。第二号宗務支局は、管内の寺院から中学林經費を徴取しようとしたが、寺院は納金をしなかった。それを知った第一号宗務支局の寺院からは、第二号宗務支局との連合を解消したいという話が出て、自分たちも中学林經費を払わないという主張も出され、宗務局に伝えられた。宗務局は、第二号宗務支局の寺院の任職、徒弟に対して、未納が続けば、僧堂での修行を停止し、高等中学林や中学林に行くことも禁止するという処置を通知した。しかし末寺の住職から見れば、自分の徒弟が通うかどうかもわからない中学林の經費を負担したくはなかった。多くの中学林は、教師、生徒を集めることもできず、經費徴収もできずに、早くも苦境に陥った。次に当時の様子を示す記事をあげておく。

無理を承知の中学林設立は教育内容の不備となつてあらわれた。曹洞宗大学林の機関紙ともいふべき『和融誌』の九九年十月号は「地方中学林に就て」と題する論説のなかで、ほとんどの中学林が経営不振をきわめていた実情をとりあげ、その原因は「經費の不足と教員の欠乏」にあり、学林の教育に不満をもつた寺院の多くが林費を滞納し、徒弟を退学させることになったのだと断じた。九九年にこのような論説があらわれたのは、この年八月、私立学校令が公布されて私立学校を地方官の監督下におくことが定められ、その教育内容の整備が強く求められたことに関係していた。地方中学林は大恐慌をきたした。たとえば茨城県結城町にあった第廿七中学林は「八月四日を以て発布されたる私立学校令は実に青天の霹靂にして教育界の惰眠を風靡し来り、之をして一大改革を行はしめざるべからざるに至らしめぬ。……遂に中学林の如きも深く其渦中に陥入し、その結果は第三十中学林と合同するに至りぬ」という状況に追い込ま

れた(『和融誌』三三三号)<sup>16)</sup>

明治三十二年八月三日には私立学校令が公布され、翌日の四日には内務省は、仏教宗派の管長に向けて宗派の学校も私立学校令の適用を受ける認可の申請をするように命じた。明治三十五年七月に曹洞宗は第三次教育令を出して、今までの中学林は廃止されて、全国の四学区に分けて四箇の中学林が設立されることになった。内務省への届出制が認可制に変わったために、第三次教育令は認可されるまで時間はかかり、施行されたのは明治三十七年四月であった。明治三十六年から三十七年にかけて四箇中学林は、公立の中学校に準じて、懲役猶予、専門学校無試験の認定を受けることができた。明治三十六年三月に専門学校令が公布されて、私立の専門学校が大学を称するようになった。明治三十七年三月曹洞宗大学林が専門学校として文部省から認可を受けた。明治三十七年高等中学林は高等学林となって、大学林に併合される。このような経過をたどって曹洞宗大学林と四箇中学林の二学林の体制ができ、大学林、四箇中学林の経費は宗務局が末寺から集金した負担金で支弁することになった。かつての三十箇学林が、地域の末寺からの納金によって賄われていたとは異なり、曹洞宗宗務局が一括して経費を負担したのであった。

#### 四、四箇中学林と第三中学林

三十箇中学林は、生徒募集、経費、教師不足などの点で維持できなくなり、中学林の合同が行われた。また中学校令改正、私立学校令が出されて、公立の中学校に準ずる認可を受けるため、施設面での整備が必要

曹洞宗四箇中学林・私考(林)

となった。明治三十四年の宗議会では、二学林説、四学林説が提案され激しい討議が行われ、四学林説が可決した。明治三十五年四月から工事は始まり、年内の竣功の予定であった。同年七月には、先述のように曹洞宗の第三次教育令が通達され、そこで大学林、四箇中学林の設置が全国の寺院に伝えられた。内務省の認可が得た曹洞宗教育令は、明治三十七年四月から施行された。曹洞宗教育令の第十一条には、全国を四学区にわけた四箇中学林の設置が示めされた(表3)。

四箇とも管長直轄の教育機関となり、校舎、講堂などの整備にかかる費用は曹洞宗が支出した。宗議会は、大学林と四箇中学林の教場を建てる「曹洞宗学林教場建築案」を可決した。建築費は五万円であったが、一時的に宗費で払い、一九〇三〜〇五年の間に末寺住職から賦課金を収拾することになった。

文部省の法令に従うと、教場、寮などの敷地を買収し、建築物を建て、普通教育のための学科目を作り、相応しい教員を揃えることが必要となる。膨大な費用が費用となるが、管長直轄であれば宗門が責任をもって費用を支出することができる。四箇中学林、大学林の体制が、戦後の新学制の学校ができるまで継続し、曹洞宗の教育制度の基幹となった。四箇中学林は、中学校令に準拠した中学校ではなかったが、中学校同等の資格を得ようとした。曹洞宗は、私立学校令、徴兵令にしたがって四箇中学林を文部省に申請し、大学林無試験検定指定、専門学校無試験認定、徴兵猶予の認定資格を得ることができた。しかし四箇中学林にかかる費用は年々増えていき、莫大な赤字をつくった。大学と四つの中学林(中学)の経営に関しては、曹洞宗の財政赤字の原因を作ったため、地方への譲渡、独立採算制への移行などが長期にわたって宗議会で

表3 四箇中学林の地域

中学林名	地域
第一中学林	東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、群馬県、栃木県、新潟県、長野県、山梨県
第二中学林	北海道、青森県、岩手県、宮城県、山形県、秋田県、福島県
第三中学林	静岡県、愛知県、岐阜県、三重県、滋賀県、和歌山県、福井県、石川県、富山県、奈良県、京都府、大阪府、兵庫県
第四中学林	岡山県、広島県、鳥取県、島根県、山口県、香川県、高知県、徳島県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、福岡県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県

表4 開校式の式次第

午前5時	煙火。遠近の信男信女が集まる
10時	永平寺貫主、正門に到着。職員教員生徒が両側で奉迎
10時30分	大講堂で諷経。吉祥講中施主家のための読経回向。学区内各支局取締30余名、各寺院百数十名が参列
11時	式場に来賓が入る。視学官及郡長を始め県視学郡吏、町長町会議員各新聞社員数十名、本宗大学林学監、浄土宗第四教校長、真宗尾張中学長尼僧学林長、明倫中学校長、英和学長、高等学校長、尋常小学校長、警察官及び吉祥講員百余名の参列
	第一建築委員落成報告、第二学務部長祝辞、第三貫主訓示、第四視学官祝辞、第五郡長祝辞、第六町長祝辞、第七大学林高等学林第一中学林総代祝辞、第八愛知県寺院総代、第九各支局取締、第十祝電、第十一林長答辞
	休憩室で祝菜献呈
午後1時	貫主を奉送
午後5時	解散

話し合われたが、しかし廃止までには至らなかった。明治三十八年十二月十日刊行の『正論』第二十四号には、「近年は殆ど毎年のやうに宗議会に中学林廃止論が出るやうであり、夫には色々の理由もあるであらうが、一は中学林の成績が挙がらぬからと云ふにあるやうである<sup>18)</sup>と、四箇中学林について当初から廃止論が出ていたことがわかる。『正論』には、次のように同時の曹洞宗門の動向が記されている。

一体今日の中学林制度が確立せらるゝに至つた其根本の動機となつたものは何であるかと云へば、去明治二十八年に発布された内務省の訓令であると思ふ、其前に既に普通学々修の必要を感じて明治二十三年に全国三十中学林制度を布かれたことはあるか、之はホンの僅かの間実施(？)されたばかりで、分離騒ぎや何やらで継続して遣つて居つた処は甚だ少いやうであつた、夫か内務省の訓令は僧侶教師たるものは少なくとも中学教育を受けたものでなければならぬとあつたから、再び興学の機運が振り起つて彼此に中学林の勃興を見るに至つた、併し其区域は大概五百ヶ寺乃至七百ヶ寺の小支局の下に局られてあつたから、充分なる設備を施すなどは到底経費の許さぬ所で有名無実の姿であつたものも少なくない、ト云つて何時までもコンナ風であつては子弟教育の前途も思い遣られ、夫に例の明治三十二年の大学林騒動などが大なる動機となり、大に宗務の刷新、興学布教の振張と云ふやうなことが絶叫せられ、地方寺院の有志が之に呼応して起つたと云うやうな所から、四年毎にと云ふ宗議会も年々開設せらるゝことになり、遂に今日の中学林制度が布かるゝに至つた<sup>19)</sup>。

三十中学林が明治二十三年からあるように記されているが、明治二十



八年の「曹洞宗中宗林設置規則」で三十箇が定められた。ここで重要なのは、内務省訓令九号が中宗林のきつかけであったこと、分離騒ぎの影響が中宗林継続を難しくしたと認識されている点である。明治三十二年の大学林騒動、宗務の刷新、宗議会の年々開設などが続いた。明治三十五年(1902)に三十箇中宗林から四箇中宗林へ縮小された。

第三中宗林は、明治九年五月に名古屋市大光寺に設けられた専門支校に始まった。明治二十三年に曹洞宗教育令に依りて曹洞宗小宗林となり、布池町に移転し、明治二十九年改定教育令によって第八中宗林となった。明治三十二年に第七(三河)、第九(美濃)と合併して、愛知中宗林と改称した。明治三十五年の学制改革で第三中宗林となった。翌年に愛知郡千種町に教室、講堂を新築し、九月八日に開林式が開かれた。その様子は『宗報』に掲載された(表4)。

ここからわかることは、(1)大講堂の読経回向と式場の式典に分かれていること、(2)永平寺貫主が中心にあること、(3)来賓は、地方官吏、地方の教育関係者、(4)祝辞は、曹洞宗関係者、地方官吏、曹洞宗教育関係者、寺院総代、支局取締であるなどである。宗門関係者と教育関係者に分かれていて、空間的には大講堂と式場に分かれていた。来賓は、地方官吏と教育関係者であるが、祝辞は主に宗門関係者によって為された。第三中宗林の開林式は、曹洞宗によって設置された機関であり、来賓となった地方の官吏や教育関係者に向けてのお披露目の機会であったと考えることはできる。その周りには吉祥講中や近所の見学者が煙火や建物を見に集まっており、地域社会からも承認される必要があったことがわかる。

四箇の中宗林は、明治三十六年から三十八年の間に徴兵令十三条の認

定、曹大無試験認定指定、専門学校無試験認定を文部省から受けることができた。明治四十一年二月には宗務院が「曹洞宗第一・二・三・四中宗林宗外生入学規則」を制定した。ここでは「一、欠員のあるときに限り、一般男子の入学を許可するところがある。その者たちを宗外生とよぶ」とあったが、「第二・第四中宗林のほかは当分これを施行しない」という但し書きがついた<sup>2)</sup>。宗務当局は、宗外生を積極的に受け入れようとしたのではなく、財政的な理由から生徒数確保のために仕方なく宗外生を受け入れようとした。都市部にある第一、第三は除外されたのであった。欠員補充で、中宗林の都合による宗外生の受け入れであったのが、大正年間になると一九一九年の中学校令改正がなされ、曹洞宗もそれに対応しようとした。曹洞宗臨時教育調査会は、四箇中宗林を改変し、文部省令に拠る中学校として認可申請して、僧俗一般を入学させることを方針とした。文部省申請を通じて、第一中宗林が世田谷中学、第二中宗林が梅檀中学、第三中宗林は愛知中学校、第四中宗林は多々良中学をなした。第三中宗林のみが、文部省に準拠した中学校になったが、学科科目から宗乗、余乗はなくなり道徳を教えることになった。世田谷中学でも、第一中宗林から名称を解消し、普通学科が中心となって、仏教系の時間は縮小した。

大正六年に文部省に臨時教育会議が設置された。それは、明治以来派生した諸課題を網羅的に取り上げて、大局的な見地から解決の方途を示すものであった。曹洞宗でも、文部省の動きに対応して臨時教育調査会が設けられ、四箇中宗林について審議を重ね、大正七年十月には報告を出した。この報告が、曹洞宗の教育政策の転換点をもたらした。中学校が社会で普及していくなかで、四箇中宗林は、一般生徒を収容する方針

にとつた。入学者数は停滞し、曹洞宗事務局は大幅な赤字を抱えた。そのうえ四箇中学校は、中学校令改定にあわせた教育内容に変えていかなければならなかった。臨時教育調査会報告は、結論をつぎのようにまとめ、その後七つの理由を挙げた。

現在ノ四箇中学校ノ組織ヲ改造シ文部省ニ抛ル中学校タラシメ之ヲ僧俗一般ニ入学セシムヲ可トス。<sup>22)</sup>

ここには中学校令改正に従つて学校の設置をする意志が、明確に示されている。七つの理由の二番目には、「四箇中学校ノ内第二、第四ヲ廃止シ第一、第一、第三ヲ存置ス」とあり、第二、第四の中学校の廃止が提案された。しかし実際には廃止にはならなかった。理由の四番には、「現在ノ中学校ハ文部省ノ中学校令ニ拠テ特殊中学ナリ……完全ナル中学校タラシメ学校ノ權威、卒業生ノ資格ヲ向上セシムベシ」とあり、中学校令でいう中学校設置申請を行うことを明記された。しかし実際に中学校設置申請は、愛知中学校のみであつて、他の三つの学校は「中学校」にはならず「中学」のままであつた。文部省の法令に合わせた中学校、中学になることに対しては、末寺住職から不満の声があつたこともあつた。それは、普通学や体育などの僧侶の本分に関係がない教育ばかりを課しており、僧侶になるために有益な教育はなされていないという批判であつた。

## 五、まとめ

内務省訓令九号が曹洞宗に与えた影響は広範囲にわたつていた。他の仏教宗派でも同じような影響があつたのであろうか。安中尚文の研究に

よれば、日蓮宗は、訓令九号を受けて「宗則第四号日蓮宗学則」を制定し、宗規をも改正した。<sup>23)</sup> 明治二十八年に全国を三大学区十二教区にわけ、大檀林、三大学区に三つの中檀林、十二教区小檀林を設置した。明治三十六年には一大檀林、三中檀林を合併し、大学林とし、小檀林を廃止した。翌年に日蓮宗大学林が開校されて、文部省より専門学校の認定を受けた。明治三十六年に「日蓮宗宗規」の僧侶・教師に関わる規定が定められたが、安中は、「ここに記した宗規の内容は、明治二八年五月に内務省が出した訓令九号に対応した際と変化はほとんどみられなかった」と指摘した。即ち、訓令九号によつて宗規上の変化はあつたが、制度の変更がなく、明治三十六年「日蓮宗宗規」でやつと僧侶資格の検定試験制度が開始された。中檀林がどのような機関かは不明であるが、尋常中学校に匹敵する普通教育が行われることはなく、文部省に準拠した中学校の認可申請もしてなかつたと思われる。上級学校に進学する中等教育機関を設けることがなかつたと一応は理解できる。

浄土宗では訓令九号の影響の痕跡は見出しがたい。江島尚俊の研究によれば、明治二十年代には各地の支校（中等教育機関にあたる）から東京に宗学本校（高等正科、高等専門科）へ進学する仕組みができていた。<sup>24)</sup> 明治三十一年から東京の高等学院から京都の専門学院へ進学することになった。明治三十七年からは反転して、高等学院は専門学校になり、東京に宗教大学ができて、京都の専門学院は東京の分校扱いとなった。宗内の東西の対立と競争が目まぐるしく、内部では何が起つていくかは部外者には容易にはわかりにくい。最高学府の争奪戦が最大の関心であり、その分、中等教育にはスポットが当たらなかつたと思われる。訓令九号の影響は、浄土宗の内部には及ばなかつたと判断できる。

浄土真宗本願寺では、中西直樹によれば、本山が直接に設立・経営にかかわった本山立学校があり、もう一つは教区・僧侶・寺族らによって設立・経営された関係学校がある。<sup>(20)</sup> 明治三十五年が、本山立学校にとって画期となる。小教校が順次統合され、仏教中学五校に整理された。五校のなかで第二仏教中学、第三仏教中学、第五仏教中学が存続して、中学校令に準拠した北陸中学校、平安中学校、龍谷中学校になる。この三つの中学校と仏教大学（後の龍谷大学）が本山立として宗派のエリート養成の機関になっていく。明治三十七年に仏教大学が、文部省より専門学校として認可された。本願寺派の教育史を見ると、私立学校令、文部省訓令十二号のインパクトが強かったことがわかるが、不思議なほど訓令九号の話は出てこない。

以上、日蓮宗、浄土宗、本願寺派の中等教育を概観してきたが、曹洞宗とやや似ているのは、仏教中学が機能していた本願寺派である。ただし本願寺派における教区・僧侶・寺族らによって設立・経営された関係学校は、曹洞宗にはなかった。個々の法令の影響が、本願寺派と曹洞宗ではちがっていた。

なぜ曹洞宗は訓令九号の影響を深刻に受けとめたか。前年の明治二十七年十二月まで永平寺と總持寺の対立が続き、宗派を二分した内紛があり、内務省が介入して最終的な和解に導いたことはよく知られている。それから半年も立たない間に内務省は、仏教宗派、神道教派に訓令九号を出した。曹洞宗は訓令九号を真摯に受けとめ、宗門が一致団結して全面的な教育改革に取り組んだ。同じ頃、日清戦争後の台湾への布教、内地雑居によるキリスト教の浸透への対抗などが、国家的な大義名分を僧侶に提供しつつあった。「内紛の時代は終わった。これからは国家のた

めに働くべき」という心の切替えと使命感が、本山や末寺の僧侶に共有されはじめたと思われる。三十箇中学校、それに続く四箇中学校の設立は両本山の確執を止揚し、宗門が一丸となる契機になった。四箇中学校が廃校になる危機は何度もあったが、もし廃校になっていたら、今ある愛知学院大学は存在しなかったはずである。<sup>(20)</sup>

#### 注

- (1) 文部省『学制八十年』文部省、一九五四年。
- (2) 文部省『学制百年』（記述編、資料編）ぎょうせい、一九七三年。
- (3) 注(1)と同じ、三〇六頁。
- (4) 同上、一六九頁。
- (5) 注(2)（記述編）と同じ、三一四頁。
- (6) 同上、三四八頁。
- (7) 注(1)と同じ、一六九〜一七〇頁。
- (8) 国立公文書館デジタルアーカイブ、公文類聚・第十九卷・明治二十八年・第二十六卷【類007421001】
- (9) 注(2)（資料編）と同じ、一三〇頁。
- (10) 同上、一九一頁。
- (11) 同上、一三一頁。
- (12) 『宗報』五十九号、一八九九年。
- (13) 『明治廿八年曹洞宗務局普達全書』曹洞宗務局、一八九六年。
- (14) 同上、五三〜五五頁。
- (15) 『宗報』五十九号、一八九九年。
- (16) 世田谷学園校史編集委員会編『創立百周年記念 校史獅子児の伝統』二〇〇四年、六〇〜六一頁。
- (17) 『宗報』一七五号、一九〇四年。
- (18) 『正論』二十四号、一九〇五年。
- (19) 同上。
- (20) 『宗報』一六四号、一九〇三年。

- (21) 注(16)と同じ、一三一頁。
- (22) 同上、一八九〜一九〇頁。
- (23) 安中尚文「近代における日蓮宗の僧侶養成と大学教育」江島尚俊他編『シリーズ大学と宗教Ⅱ 戦時日本の大学と宗教』法蔵館、二〇一七年。
- (24) 江島尚俊「明治期浄土宗における高等教育進路の変遷」『藤本浄彦先生古稀記念論文集 法然仏教の諸相』法蔵館、二〇一四年。
- (25) 中西直樹「宗門教育の変遷」本願寺史料研究所編纂『本願寺史』第三卷、浄土真宗本願寺。同「近代本願寺の学校教育制度の変遷」『宗報』二〇二〇年八月号。
- (26) 林淳「近現代における曹洞宗の教育機関」江島尚俊他編『シリーズ大学と宗教Ⅲ 現代日本の大学と宗教』法蔵館、二〇二一年。

謝辞

中西直樹氏、岩田真美氏より浄土真宗本願寺派の近代教育史に関して御教示を賜わることができた。感謝申上げる次第である。